

2022年9月1日

株式会社ハハハラボ  
代表取締役 臧 懐剛 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 藤井 克裕  
【連絡先（事務局）】担当：小川  
〒540-0024 大阪府中央区南新町一丁目2番  
4号 椿本ビル5階502号室  
TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730  
E-mail : info@kc-s.or.jp  
HP: <http://www.kc-s.or.jp>

#### 申入書兼要請書

当団体は、貴社に対し、2022年3月1日付「お問合せ」を送付し、その後、同年6月9日付で、貴社から回答書一式をご送付いただき、当団体はこれを受領しました。ご対応いただきありがとうございました。

当団体において、貴社の回答書一式を検討した結果、貴社の広告画面及び購入時の最終確認画面には特定商取引法上の問題があるとの判断に至りました。

そこで、当団体は、貴社に対し、特定商取引法58条の19に基づき下記のとおり申入れ（不当表示の差止請求）をいたします。

つきましては、本申入れに対するご回答を、2022年10月3日までに、書面にて、当団体事務局あて、ご送付くださいますようお願いいたします。貴社の誠実かつ迅速な対応をお待ちしております。

なお、既に貴社に連絡しておりますとおり、本申入れは、公開の方式で行わせていただきますので、本書の内容及びそれに対する貴社の回答の有無・回答内容等は、全て、当団体ホームページ等で公表いたします。

また、特定商取引法58条の19に基づく差止請求の対象とはならないものの、貴社の広告画面には特定商取引法12条（誇大広告等の禁止）に抵触する表示があると考えられることから、当団体は、貴社に対して、一般の消費者団体として、下記のとおり要請をします。

## 記

### 第1 申入れ

#### 1 申入れの趣旨

下記表示媒体において、下記対象となる商品につき、下記対象となる表示を行うことを停止するよう申し入れます。

(表示媒体)

貴社通信販売サイト

(対象となる商品)

JOMOTAN 1個トクトクコース

(対象となる表示)

購入時の最終確認画面の最上部において「ご注文内容 JOMOTAN 1個トクトクコース 小計 ¥500 送料 ¥0 合計(税込) ¥500」と表示すること。

#### 2 申入れの理由

##### (1) はじめに(特定申込における表示禁止)

インターネット通信販売を行う場合、販売業者又は役務提供事業者は、購入時の最終確認画面において、商品の分量や販売価格につき人を誤認させるような表示をすることが禁止されています。(法第12条の6第2項第2号、同条第1項第1号、同項第2号・法第11条第1号)

商品の売買契約を2回以上締結する必要があるいわゆる定期購入契約(法第11条6号・省令8条7号)をインターネット通信販売で行う場合、分量については、各回に引き渡す商品の数量のほか、当該契約に基づいて引き渡される商品の総分量が把握できるよう引渡しの回数を、販売価格については、各回の代金のほか、消費者が支払うこととなる代金の総額をそれぞれ購入時の最終確認画面に明確に表示しなければなりません。(消費者庁：通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン)

##### (2) 貴社の最終確認画面

上記対象となる商品は、最低5か月の継続購入(合計2万4420円の支払い)または最低4か月の継続購入(合計1万8440円の支払い)が条件となっている定期購入契約に当たりますが、貴社は、購入時の最終確認画面の最上部において「ご注文内容 JOMOTAN 1個トクトクコース 小計 ¥500 送料 ¥0 合計(税込) ¥500」とだけ表示し、商品1個だけを500円で購入可能かのような記載をしています。

この点、購入時の最終確認画面には、各回に引き渡す商品の数量、引き渡

される商品の総分量、各回の代金、及び、消費者が支払うこととなる代金総額が表示されてはいるものの、その表示は購入時の最終確認画面の最上部から画面をスクロールする必要のある離れた画面下部に、申込内容ではなく「お客様情報」として表示されているため、商品の分量や販売価格が明確に表示されているとはいえず、消費者が定期購入契約ではなく、商品1個を500円で1回だけ購入すれば足りるものと誤認することは避けられません。

また、最終確認画面の最上部に、あえて初回の代金のみを表示する行為は、意図的に消費者に上記誤認を生じさせる行為と評価せざるを得ません。

したがって、上記対象となる表示は、上記対象となる商品について、最低5か月の継続購入（合計2万4420円の支払い）または最低4か月の継続購入（合計1万8440円の支払い）が条件であるにもかかわらず、商品1個だけを500円で購入可能かのように表示するもので、商品の総分量及び代金総額について人を誤認させる表示にあたります。

### (3) 結語

以上から、当団体は、特定商取引法58条の19第3号ロに基づき、貴社に対し、上記対象となる表示の停止を申し入れます。

## 第2 要請

### 1 要請の趣旨

当団体は、貴社に対し、下記表示媒体において、下記対象となる商品につき、下記(i)及び(ii)を要請します。

(表示媒体)

貴社通信販売サイト

(対象となる商品)

JOMOTAN1個トクトクコース

(要請事項)

(i) 冒頭部分の「初回実質無料」という表示とともに、ご注文フォームにおいてご注文内容の確認として「【1本トクトクコース】100g×1本お届け 初回限定価格 実質無料(送料相当¥500(税込)のみ)」を一体として表示することを停止すること。

(ii) 冒頭部分の「初回実質無料」の表示の近くに、同程度の大きさの文字で、【継続回数が5回未満または4回未満のお客様都合の解約、キャンセルは受け付けておりません。やむを得ない事由により、5回未満または4回未満で途中解約される場合には、本来の提供価格(税込2万4

420円または税込1万8440円)との差額をご請求させていただきます。】との表示を行うこと。

## 2 要請の理由

### (1) 要請事項 (i) について

#### ①はじめに (誇大広告の禁止)

特定商取引法12条では、販売業者又は役務提供事業者が、「通信販売をする場合の商品…について広告をするときは、…その他の主務省令で定める事項について、…実際のものよりも著しく…有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。」と定められています。

そして、定期購入契約に関しては、同法12条、同条に基づく省令第11条第4号の規定に基づく法第11条第6号の規定に基づく省令第8条第7号により、「商品…の売買契約…を二回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件」を、実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような広告をすることが禁じられています。

#### ②貴社の広告内容

貴社は、通信販売サイトの冒頭部分に「初回実質無料」と大きく表示したバナーを設置し、また、ご注文フォームにおいてご注文内容の確認として「【1本トクトクコース】100g×1本お届け 初回限定価格 実質無料 (送料相当¥500 (税込) のみ)」と表示して、初回に購入する場合に限って商品1本分だけを500円で購入可能かのような広告をしています。

しかし、実際には、無期限の定期コースであり、かつ、5か月の継続 (合計2万4420円の支払い) または4か月の継続 (合計1万8440円の支払い) が条件とされています。

この点、貴社通信販売サイトには上記条件が表示されていることは事実ですが、その表示は、「初回実質無料」の色付きの表示と比較すると、著しく小さい文字で、かつ、黒色で記載されており、消費者が容易に認識できません。

また、貴社通信販売サイトの「ご注文フォーム」におけるご注文内容の確認として「【1本トクトクコース】100g×1本お届け 初回限定価格 実質無料 (送料相当¥500 (税込) のみ)」とだけ表示されていることも併せると、これを見た消費者が「初回に購入する場合に限って商品1本分だけを500円で購入可能である」と誤認することは避けられないと

いえます。

したがって、このような広告内容は、上記対象となる商品について、無期限の定期コースであり、かつ、5か月の継続（合計2万4420円の支払い）または4か月の継続（合計1万8440円の支払い）が条件であるにもかかわらず、初回に購入する場合に限って商品1本分だけを500円で購入可能かのように示すものであり、「商品…の売買契約…を二回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件」について、実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示にあたり、特定商取引法12条の誇大広告等の禁止に抵触しますので、その停止を要請します。

(2) 要請事項(ii)について

既に指摘しましたとおり、貴社の広告は「商品…の売買契約…を二回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件」を、実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示といえます。

消費者が販売条件を明確に認識するためには、広告冒頭部分の「実質無料表示」の近くに、同程度の大きさの文字で記載すべきであり、通信販売の申込み段階における表示についてのガイドラインも同様の基準を示しています。

したがって、上記(ii)のとおり要請します。

以 上